

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年5月13日（令和元年（行個）諮問第8号）

答申日：令和元年10月11日（令和元年度（行個）答申第70号）

事件名：本人の労災認定に関連し、特定疾病発症の事実を故意に隠し事実認定を怠った行為が、労災認定の公正の観点等から全く問題ないと判断するに至った経緯の分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月1日付け群馬個開第100号により群馬労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 私の労災調査の過程において、特定事業場から特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に提出された証拠資料である『休暇取得状況』については、群馬労働局長が特定事業場からの不当な要請を受け入れて「通例」として故意に隠しました。更に特定監督署は、特定事業場の要請通りに『休暇取得状況』に基づいた調査を全く行いませんでした。こういった行為が正々堂々と実行できたということは、一切問題がないとの不当な判断があった。よって、単に文書不存在とすることは絶対に容認しません。

(2) 開示を請求した保有個人情報について

私が特定年月から特定年月にかけて長期に出勤出来ない状態にあった時の病名が特定疾病であることが判明した。特定監督署が作成した私の調査復命書では、この特定疾病について、どのように調査検証されたのかが全く分かりません。しかも、特定疾病であるといった情報について、私の労災調査の過程においては全く知らされておらず、特定疾病発

症の件についての聴取も全く受けておりません。更に、特定監督署が私に対してなした労災保険不支給決定に関連して、既に開示された保有個人情報の開示文書の中には「休暇取得状況」の文書が見当たりません。

「休暇取得状況」が、特定事業場の秘密事項の情報であり、行政機関の要請によって入手した文書であるとしている。ただし、「労災補償行政は、本省労働基準局長の指揮監督の下、『組織的に行うもの』であるとともに、『同一の基準』により、『全国斉一的な対応』を行う必要がある」とした労災補償行政の観点、並びに「労災認定の公正の確保」の観点から、どう考えても納得出来る経緯ではない。（中略）

(3) 審査請求する理由について

ア 開示しない理由が、『「特定疾病」発症の事実を故意に隠し、「全く関係ない」と判断するに至った経緯のわかる文書といった対象文書は作成・取得しておらず、これを保有していないため、不開示とした。』とあります。

一方で、私は、特定疾病発症の事実が記されている「休暇取得状況」の開示を別途開示請求しました。しかしながら、群馬労働局長は部分開示との判断でした。部分開示にした理由は、以下の通りです。

『当該保有個人情報（＝「休暇取得状況」のこと）には、法人（＝特定事業場）から提出された情報で当該法人の組織あるいは営業上の秘密事項に係る情報があり、これらは行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提出された情報であって、通例として開示しないこととされている情報であり、法14条3号口に該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。』

つまり、同じ「休暇取得状況」の文書の取扱いが、全く違うのです。

→ 本件開示請求では、文書不存在を理由にして不開示とされました。

→ 別途開示請求では、法14条3号口に該当するとして、私にとって非常に重要な情報の部分が不開示とされました。【平成30年12月4日付け。文書名：群馬個開第71号による保有個人情報開示決定通知書（部分開示）】（中略）

イ では、同じ「休暇取得状況」の文書について、この取扱いが違う理由について検証します。

情報開示請求の前提条件が違います。つまり、

→ 別途開示請求では、一切の前提条件はありませんでした。

前提条件が全くない状態で「休暇取得状況」の開示を請求した時は、法14条3号口に該当するなど強引に正当化されて、私の個人情報の一部について不開示とされました。しかしながら、私の立場から判断すれば、私の個人情報である「休暇取得状況」については、

これを部分開示しなければならない合理的な理由は一切見当たりません。【これについては、平成30年12月20日付け審査請求済みです。】

一方の本件開示請求では、「労災認定の公正の観点」、「労災補償行政の観点」、「都道府県労働局法令遵守要綱の観点」から請求しました。この結果が文書不存在による不開示決定となりました。

「労災補償行政の観点」とは、『労災補償行政は、本省労働基準局長の指揮監督の下、組織的に行うものであるとともに、同一の基準により、全国斉一的な対応を行う必要がある』との観点です。

「都道府県労働局法令遵守要綱の観点」とは、『公務員倫理の徹底と綱紀保持』との観点です。

つまり、私の個人情報である「休暇取得状況」については、これを故意に隠蔽し、更には調査を行わなかった行為を正当化できる文書が全く存在しないこととなったのです。群馬労働局長が、私の労災認定において、事実とは異なる不当な事実認定を行ったことを認めたと解釈することが相当です。（以下略）

（意見書及びその添付資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成31年1月7日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が全部不開示（不存在）の原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成31年2月6日付け（同月12日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

本件審査請求を受け、処分庁に確認したところ、本件対象保有個人情報が記載されている文書は作成・取得していないとのことであり、また、諮問庁においても、審査請求人が存在を主張する文書の有無を確認したところ、当該文書は存在しなかったことから、本件対象保有個人情報が記載されている文書を保有していないとする原処分は妥当であると考えます。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和元年5月13日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月25日 審議
- ⑤ 同年10月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「審査請求人の労災認定に関連し、特定疾病発症の事実を故意に隠し、事実認定を怠った」行為があることを前提として行われたものである。このため、処分庁に確認したところ、保険給付の処分に際して、審査請求人が述べるような行為はないとの認識であり、したがって、そもそも審査請求人が求めるような保有個人情報が記録された文書はないとのことである。また、処分庁が、書庫等において、本件対象保有個人情報が記録された文書の有無を確認したところ、その存在は確認されなかったとのことである。

イ したがって、本件対象保有個人情報を保有していないとする原処分は妥当であると考える。

(2) 本件保有個人情報開示請求書及び審査請求書の記載内容に照らし、本件開示請求は、(A)「審査請求人の労災認定に関連し、特定疾病発症の事実を故意に隠し、事実認定を怠った」行為があることを前提として、(B)そのような行為が「労災認定の公正」等の観点から「全く問題ない」と判断するに至った経緯のわかる全ての文書」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであると認められる。

ところで、諮問庁によれば、処分庁においては上記の前段(A)に該当するような行為はないとの認識であるところから、後段(B)に該当する文書を作成等したことはなく、保有していないとするものであり、また、本件審査請求を受けて、諮問庁において改めて調査したところでも、本件対象保有個人情報が記録されている文書の存在は確認できなかったとのことである。

以上に照らし、上記(1)アの諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、群馬労働局において本件対象保有個人情報を保有してい

ないとする上記（１）の諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、群馬労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

私の労災認定に関連し、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された「休暇取得状況」の取扱いに対する開示請求です。特定疾病発症の事実を故意に隠し、事実認定を怠った行為が、労災認定の公正の観点、及び都道府県労働局法令遵守要綱の観点から「全く問題ない」と判断するに至った経緯のわかる全ての文書の開示を請求する。（別紙詳細略）